

大池区規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本区は、大池区と称し事務所を大野城市大池二丁目2番2号、大池公民館内に置く。

(構成)

第2条 1. 本区は、大池区に居住する住民（世帯）を以て組織する。
2. 区に組制を設ける。但し、世帯数の増減により組織を増減することができる。

(目的)

第3条 本区は、区民相互の親和と生活の向上、福祉の増進を図り、明るく住み良い町をつくり、区及び市の発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 本区は、目的達成の為、次の事業を行う。
1. 市及び公的機関からの依頼事業の実施と伝達に関する事
2. 福祉、親睦、保健衛生に関する事
3. 環境整備に関する事
4. 防犯活動に関する事
5. 公民館活動に関する事
6. その他、必要と認められる事

第2章 機関

(機関)

第5条 本区に次の機関を置く。
1. 総会 2. 役員会 3. 組長会

(総会)

第6条 総会は、区の最高議決機関であって次の事を決定する。

1. 役員改選に関する事
2. 規約改正に関する事
3. 事業計画に関する事
4. 予算決算に関する事
5. その他、重要な事

第7条 1. 総会は、区長が招集する。総会の招集は、少なくとも10日前に日時、場所及びその会議の目的を区民に通知しなければならない。但し、緊急止むを得ない時はこの限りではない。
2. 定期総会は、毎年4月末までに開催しなければならない。
3. 臨時総会は、役員会・組長会が必要と認めた時及び、区民の2分の1以上の申出があったときは、開催しなければならない。

第8条 総会は、区民の2分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ開く事ができない。

（議決）

第9条 総会の議事は、出席者の過半数の同意で決定し、賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

1. 総会は、議事録を作成し、決議した事項は速やかに区民に知らせねばならない。

（議長）

第10条 総会の議長は、その都度出席者の中から選出する。

（役員会）

第11条 役員会は、区の執行機関であって、区長・副区長・会計・書記・評議員を以て構成し、執行に当たっては、組長会と緊密な連携をもってこれを行わせる。

第12条 役員会は、区長が必要と認めるとき召集し、区長が議長となる。

（組長会）

第13条 組長会は、第4条の事業及び第6条の事項を行う場合、区長が必要と認めるときは、第12条を準用し開催する事ができる。但し、組長が出席できない場合は、その組より代理人を出席させなければならない。

第3章 役員

（役員）

第14条 本区に、次の役員をおく。

1. 区長（公民館長を兼ねる）	1名	2. 副区長	1名
3. 会計	1名	4. 書記	1名
5. 評議員	6名	6. 監査委員	2名

（任期）

第15条 1. 役員の任期は、1期2年とし翌々年3月までを以て任期満了とする。但し、再任を防げない。
2. 役員に欠損を生じた場合は、新たに選考選出する事ができる。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了後といえども次期役員の決定をみるまで、その職務を執行するものとする。

（選任）

第16条 役員の選出は次の通りとする。

1. 新役員の選出は、選考委員会により2月末日までに決定する。但し、第1回選考委員会は、区長が招集し選考委員の互選により委員長を決定する。
2. 選考委員会は、現評議員（6名）・有識者（2名）で構成する。
有識者2名は、現評議員で決定する。
選考委員会は、区長・副区長・会計・書記・監査委員を選出する。
3. 新評議員の選出は、新区長を含む有識者で選出する。
4. 選考委員長は、選出した新役員を総会に報告し承認を受けるものとする。

(任務)

第17条 役員の任務は次の通りとする。

1. 区長は、区を代表し業務の全てを掌握し、これを統轄する。
2. 副区長は、区長を補佐し区長に事故等あるときはこれを代行する。
3. 会計は、区の業務を掌り金銭出納及び財産管理を行う。
4. 書記は、議事録及び書類等の保管をなすものとする。
5. 評議員は、区の業務運営にあたる。
6. 監査委員は、毎年度少なくとも1回は必ず次の事項について監査をおこない、その結果を総会に報告しなければならない。

(報酬)

第18条 役員及び事務員の報酬等は、総会で定める。

第4章 権利と義務

(権利)

第19条 区民は、本区の事業運営によって生ずる利益を平等に受けることができる。

(義務)

第20条 区民は、総会により決定したる区費を毎月納入しなければならない。但し、区長は、特別の事情ある人に対しては、区費の減額又は免除をする事ができる。

第5章 会計

(区費)

第21条 本区を経費は、次の収入をもってこれにあてる。

1. 区費
2. 企業区費
3. 臨時区費
4. 市、補助・助成金
5. 寄付金
6. 公民館使用料
7. その他収入金

(運営)

第22条 本区の会計を一般会計と特別会計に分ける。

1. 一般会計は前条に規定する収入をもってこれに充て、第4条に規定する事業達成のための予算によって運用する。
2. 積立金は特別会計として管理する。
特別会計は、役員会で審議し総会で決議された事項を予算によって運用する。
なお災害対策等緊急を要する場合は役員会で決定し、事後速やかに総会で承認を受けるものとする。
3. 年度末の収支決算で繰越金の一部を積立金に組み入れる場合は、総会に報告し承認を受けるものとする。

付 則

1. 本規約は、総会に於いて出席者の3分の2以上の同意を得なければ改正する事ができない。
2. 本規約は、平成元年4月9日より施行し4月1日から適用する。
3. 大池区住民に於ける弔慰に対しては、下記によるものとする。
4. 付則3は、平成3年4月1日よりこれを施行する。
5. 本規約は、平成8年4月7日より施行し4月1日からこれを適用する。
6. 大池区住民表彰については、役員会にて決定し、総会に於いて表彰する。本規約は、平成11年度より施行する。
7. 本規約第15条1項、一部改正し平成12年4月1日からこれを施行する。
8. 相談役を置くことができる。平成12年4月1日からこれを施行する。
9. 本規約、第11条、第14条4項、第16条、書記追加一部改正し、第17条2・4項を一部改正し、平成15年度4月1日より施行する。
10. 本規約第22条は、平成16年4月4日より施行し4月1日から適用する。
11. 本規約第16条は、平成23年4月10日より施行し4月1日から適用する。
12. 本規約第11条、第14条2・5・7項、第16条2項、第17条2項、第18条、一部改正し、平成24年4月1日よりこれを施行する。